

子ども・子育て支援に関する 各種設備・運営基準関係条例(案)

- 1 (仮称)函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例(案) P 1 ~ P 5
- 2 (仮称)函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例(案)
 - 各事業共通事項 P 6
 - (1)-1 小規模保育事業(A型)の設備および運営に関する基準案 P 8
 - (1)-2 小規模保育事業(B型)の設備および運営に関する基準案 P 8
 - (1)-3 小規模保育事業(C型)の設備および運営に関する基準案 P 9
 - (2) 事業所内保育事業の設備および運営に関する基準案 P 10
 - (3) 家庭的保育事業の設備および運営に関する基準案 P 11
 - (4) 居宅訪問型保育事業の設備および運営に関する基準案 P 11
- 3 (仮称)函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案) P 12 ~ P 15
- 4 (仮称)函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例(案) P 16 ~ P 18

1 (仮称)函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例(案)

(1) 国においては、以下の事項を「従うべき基準」(以下、表中において「従」)、それ以外の事項は「参酌すべき基準」(以下、表中において「参」とした。

ア 学級の編制, 配置するべき園長・保育教諭・その他の職員, その員数

イ 保育室の床面積その他設備に関する事項であって, 子どもの健全な発達に密接に関連するもの

ウ 運営に関する事項であって, 子どもの適切な処遇の確保, 秘密の保持, 子どもの健全な発達に密接に関連するもの

(2) 国においては、新たな幼保連携型認定こども園の質を確保し向上させる観点から、現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎とした上で、幼稚園と保育所の基準のいずれか高い水準を引き継ぐ等の方針で基準を策定。既存施設(幼稚園, 保育所, 幼保連携型認定こども園)からの移行については、新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備」に関しての特例を設けた。

項目		国基準	本市基準案								
学級編成 ・職員	学級編成 (従)	<ul style="list-style-type: none"> 満3歳以上の子どもの教育課程に基づく教育を行うため学級を編制する。 学年の初日前日に同年齢の園児での編制を原則とする。 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。 	国基準と同様								
	職員配置 (従)	<ul style="list-style-type: none"> 満3歳以上の園児の各学級には、専任の保育教諭を1人以上置く。 教育・保育に直接従事する職員数 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳～満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳～満4歳未満の園児</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の園児</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> </table> ただし、常時2人以上 調理員を置く。 ただし、全園児が満3歳以上児であって調理業務を全部委託または外部搬入する場合は置かないことができる。 	満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人	満1歳～満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	満3歳～満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人	満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人	国基準と同様
	満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人									
満1歳～満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人										
満3歳～満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人										
満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人										
その他の職員の配置 (従)	<ul style="list-style-type: none"> 副園長または教頭は、いずれかを置くよう努める。 主幹養護教諭, 養護(助)教諭, 事務職員は、置くように努める。 	国基準と同様									

項目		国基準	本市基準案
設備	園舎および園庭 (従)	<ul style="list-style-type: none"> 園舎および園庭(運動場等)は必置とし、同一の敷地内または隣接する敷地内に設ける。 	国基準と同様
	保育室等の設置 (従)	<ul style="list-style-type: none"> 満2歳以上の子どもを受け入れる場合は、保育室および遊戯室を必置。ただし、特別な事情がある場合は、保育室と遊戯室の兼用も可 	国基準と同様
		<ul style="list-style-type: none"> 満3歳以上の子どもに係る保育室の数は、学級数を下ってはならない。 満2歳未満の子どもを受け入れる場合は、乳児室またはほふく室を必置 職員室・保健室・便所は、必置。ただし、特別な事情がある場合は、職員室と保健室の兼用も可 	国基準と同様
	園舎の階数、保育室等の設置階 (従)	<ul style="list-style-type: none"> 園舎の階数は、2階建以下を原則とする。ただし、特別な事情(地形の特殊性など)がある場合は、3階建以上も可 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は、1階に設置することを原則とする。園舎が耐火建築物で保育所に求められる待避設備等を備える場合は、2階に設置可 満3歳未満の子どもに係る乳児室、ほふく室、保育室、便所については、園舎が耐火建築物で保育所に求められる待避設備等を備える場合は、3階以上に設置可 	国基準と同様
	園舎・保育室等の面積 (従)	<ul style="list-style-type: none"> 園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く) <ul style="list-style-type: none"> 1学級 180㎡ 2学級 320㎡ 3学級以上 1学級につき100㎡増 乳児室 1人につき1.65㎡以上 ほふく室 1人につき3.3㎡以上 保育室または遊戯室 1人につき1.98㎡以上 	国基準と同様

項目		国基準	本市基準案
設備	園庭の面積 (従)	<ul style="list-style-type: none"> 園庭の面積は、以下のアおよびイの面積を合計した面積以上 ア 満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園基準による面積（学級数に応じた面積） <ul style="list-style-type: none"> 1学級 330㎡ 2学級 360㎡ 3学級 400㎡ 4学級以上 1学級につき80㎡増 ・保育所基準による面積 <ul style="list-style-type: none"> 園児1人につき3.3㎡に満3歳以上の園児数を乗じた面積 イ 満2歳の子どもについて、保育所基準による面積 <ul style="list-style-type: none"> 園児1人につき3.3㎡ 	国基準と同様
	調理室の設置 (従)	<ul style="list-style-type: none"> 自園調理による食事の提供の場合は、調理室の設置を原則とする。 食事の提供をすべき子どもの数が20人未満である場合は、自園調理の場合であっても、独立した調理室ではなく、提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていれば可 外部搬入による食事の提供の場合は、独立した調理室ではなく、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備える。 	国基準と同様
	その他の設備	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水設備、手洗用設備、足洗場設備は、必置 (従) 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室は設置に努める。 (参) 	国基準と同様
運営	平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等 (従)	<ul style="list-style-type: none"> 園児の国籍、信条、社会的身分または費用を負担するかどうかにより差別的取扱いをしてはならない。 職員は、園児に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 懲戒に関し園児の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た園児・家族の秘密を漏らしてはならない。 	国基準と同様
	教育・保育時間等	<ul style="list-style-type: none"> 満3歳以上の子どもの1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮する。 (従) 満3歳以上の子どもの教育課程に係る毎学年の教育週数は、39週を下回らない。 (従) 	国基準と同様
		<ul style="list-style-type: none"> 保育を必要とする園児の教育・保育の時間は、1日につき8時間を原則とする。 (参) 	

項目		国基準	本市基準案
運営	食事の提供 (従)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の提供を求める子どもの範囲は、保育認定を受ける子どもとする。 ・ 自園調理を原則。満3歳以上の子どもについては、現行の保育所における要件（衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者への委託等）を満たす場合に限る、外部搬入可 ・ 満3歳未満の子どもに対する食事の外部搬入は、不可 	国基準と同様
	研修等 (参)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は、必要な知識および技能の修得等に努める。 ・ 施設は、職員に対して研修の機会を確保し、資質向上等を図らなければならない。 	国基準と同様
	苦情対応 (参)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設は、園児または保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。 	国基準と同様
	保護者との連絡 (参)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園長は、常に保護者と密接な連絡をとり、教育・保育の内容等につき、その保護者の理解および協力を得るよう努めなければならない。 	国基準と同様
既存施設からの移行の特例 (経過措置)	園舎、保育室等の面積 (従)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の保育所からの移行の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室または遊戯室の面積が保育所基準(子ども1人につき1.98㎡以上)を満たしている場合は、園舎面積を満たさなくてもよい。 ○ 既存の幼稚園からの移行の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 園舎面積(満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く)が幼稚園基準(1学級:180㎡等)以上である場合は、保育室または遊戯室の面積を満たさなくてもよい。 	国基準と同様
	園舎、保育室等の設置階 (従)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の保育所からの移行の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室等(乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室・便所)の2階設置については、園舎が準耐火建築物であっても、保育所基準(待避上必要な設備)を満たしていれば可 ○ 既存の幼稚園からの移行の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室等の2階設置について、幼稚園基準(耐火建築物かつ待避上必要な施設)を満たしていれば可 	国基準と同様
	園庭の設置、面積 (従)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の保育所からの移行の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 満3歳以上の子どもの保育の用に供する園庭の面積が保育所基準(子ども1人につき3.3㎡)以上である場合には幼稚園基準(1学級:330㎡等)を満たさなくてもよい。 ○ 既存の幼稚園からの移行の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 園庭の面積が、幼稚園基準の面積基準(1学級:330㎡等)と満2歳児の幼児について保育所面積基準(子ども1人につき3.3㎡)とを合算した面積以上であるときは、保育所面積基準を満たさなくてもよい。 	国基準と同様

項目		国基準	本市基準案
旧幼保連携型認定こども園 (経過措置)	職員配置 (従)	<ul style="list-style-type: none"> ・ みなし幼保連携型認定こども園（新たな認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園）の職員配置は省令の施行日から起算して5年間は、従前の例（3歳以上の短時間利用児おおむね35人につき1人）によることができる。 ・ 省令の施行日から起算して5年間は、副園長，教頭の教諭免許状および保育士資格については、いずれかを有していれば足りる。 	国基準と同様
	設備 (従)	<ul style="list-style-type: none"> ・ みなし幼保連携型認定こども園の設備については、当分の間、従前の例によることができる。 	国基準と同様

2 (仮称)函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例(案)

国においては、以下の事項を「従うべき基準」、それ以外の事項は「参酌すべき基準」とした。

ア 職員の資格、その員数

イ 乳幼児の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの
【各事業共通】

項目	国基準	本市基準案
一般原則 (参)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、乳幼児の人権に配慮し、人格を尊重した運営を行う。 事業者は、地域社会と交流・連携し、保護者・地域社会に対する運営の内容の説明に努める。 事業者は、保育の質の自己評価を行い、常にその改善を図る。 事業者は、定期的に外部評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努める。 事業所(居宅訪問型保育事業を除く)には、各事業の目的を達成するために必要な設備を設ける。 事業所の構造設備は、採光、換気等保健衛生、危害防止に十分な考慮を払って設ける。 	国基準と同様
連携施設 (従)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者(居宅訪問型保育事業を除く)は、連携施設(保育所、幼稚園、認定こども園)を確保する。 ※ 連携事項 集団保育の機会設定・代替保育の提供・当該保育の終了後の受け入れ等 ※ 連携施設の確保が著しく困難であって適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、省令施行日から起算して5年を経過する日までの間連携施設を確保しないことができる。(経過措置) 	国基準と同様
非常災害 対策 (参)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者(居宅訪問型保育事業を除く)は、軽便消火器等の消火用具非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、不断の注意と訓練をするよう努める。 避難および消火訓練は、少なくとも毎月1回行う。 	地震や津波などの自然災害を想定した非常災害の対策の実施について規定
職員の一般的要件 (参)	<ul style="list-style-type: none"> 職員は健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けた者とする。 	国基準と同様
耐火基準 (参)	<ul style="list-style-type: none"> 保育室等を2階以上に設ける場合(家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業を除く) 耐火建築物または準耐火建築物、避難階段等を設置 	国基準と同様
嘱託医 (従)	<p>嘱託医を置く。(居宅訪問型保育事業を除く)</p> <p>※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能</p>	国基準と同様
保育時間 (参)	<p>保育時間は、1日8時間を原則として保護者の労働時間等を考慮して当該事業を行う者が定める。</p>	国基準と同様
平等取扱い、虐待等・懲戒権限濫用の禁止 (従)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は乳幼児の国籍、信条、または社会的身分による差別的取扱いをしてはならない。 乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10各号掲げる行為(身体暴行、わいせつ行為、著しい減食、長時間の放置、暴言、拒絶的な対応、心理的な外傷を与える言動等)その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 懲戒に関し乳幼児の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。 	国基準と同様

項目	国基準		本市基準案
秘密保持等 (従)	<ul style="list-style-type: none"> 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た園児・家族の秘密を漏らしてはならない。 		国基準と同様
衛生管理等 (参)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の使用する設備、食器等または飲用する水についての衛生管理に努める。 感染症または食中毒の発生、まん延の防止措置に努める。 必要な医薬品その他の医療品を備え、適正に管理する。 		国基準と同様
研修等 (参)	<ul style="list-style-type: none"> 職員は、必要な知識および技能の修得等に努める。 事業者は、職員に対して研修の機会を確保しなければならない。 		国基準と同様
苦情対応 (参)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、乳幼児または保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じる。 		国基準と同様
運営規程の策定 (参)	<p>事業者は、次の事業の運営規程を定めておく。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の目的および運営の方針 ② 提供する保育の内容 ③ 職員の職種、員数および職務の内容 ④ 保育を提供する日および時間(開所時間)、提供を行わない日 ⑤ 利用料等に関する事項(種類・理由・その額を含む) ⑥ 乳児・幼児の区分ごとの利用定員 ⑦ 事業の利用開始・終了に関する事項・利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待防止のための措置に関する事項 ⑪ その他事業の運営に関する重要事項 		国基準と同様
帳簿 (参)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、職員、財産、収支および乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておく。 		国基準と同様
給食 (従) ※居宅訪問型保育事業を除く	給食	<p>自園調理 (調理業務委託および連携施設等からの搬入可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 同一事業者が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関を含む。 ※ 事業所内保育事業については、現在自園調理をしていない事業から移行する場合は省令施行日から起算して5年経過する日までに体制を整える前提で経過措置あり。 	国基準と同様
	設備	<p>調理設備(加熱、保存等の調理機能を有する設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 事業所内保育事業：利用定員20人以上は調理室 利用定員19人以下は調理設備 	国基準と同様
	職員	<p>調理員</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる。 ※ 家庭的保育事業については、保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可 	国基準と同様

(1)-1 小規模保育事業(A型)の設備および運営に関する基準案

項目	国基準		本市基準案
保育従事者 (従)	保育士 ※ 当該事業所に勤務する保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。		国基準と同様
職員数 (従)	<ul style="list-style-type: none"> 以下の配置に加え1人配置する。 乳児 おおむね3人につき1人 1・2歳児 おおむね6人につき1人 ※ 満3歳以上児に係る保育の体制の整備状況その他の地域の事情を勘案して保育が必要と認められる児童を受け入れる場合 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1		国基準と同様
設備・面積 (参)	保育室等	乳児・1歳児 乳児室またはほふく室 1人につき3.3㎡ 2歳児以上 保育室または遊戯室 1人につき1.98㎡ 便所	国基準と同様
	屋外遊戯場	満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※ 事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。	国基準と同様

(1)-2 小規模保育事業(B型)の設備および運営に関する基準案

項目	国基準		本市基準案
保育従事者 (従)	1/2以上保育士 ※ 当該事業所に勤務する保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。 ※ 保育士以外は、市町村長が行う研修を終了した者		国基準と同様
職員数 (従)	<ul style="list-style-type: none"> 以下の配置に加え1人配置する。 乳児 おおむね3人につき1人 1・2歳児 おおむね6人につき1人 ※ 満3歳以上児に係る保育の体制の整備状況その他の地域の事情を勘案して保育が必要と認められる児童を受け入れる場合 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1		国基準と同様
設備・面積 (参)	保育室等	乳児・1歳児 乳児室またはほふく室 1人につき3.3㎡ 2歳児以上 保育室または遊戯室 1人につき1.98㎡ 便所	国基準と同様
	屋外遊戯場	満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※ 事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。	国基準と同様

(1)-3 小規模保育事業(C型)の設備および運営に関する基準案

項目	国基準		本市基準案
保育従事者 (従)	家庭的保育者 ・ 市町村長が行う研修を終了した保育士，または保育士と同等以上の知識および経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ・ 市町村長が行う研修を修了した者		国基準と同様
職員数 (従)	3歳未満児 おおむね3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合はおおむね5人につき2人)		国基準と同様
設備・面積 (参)	保育室等	乳児・1歳児 乳児室またはほふく室 1人につき3.3㎡ 2歳児 保育室または遊戯室 1人につき3.3㎡ 便所	国基準と同様
	屋外遊戯場	満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※ 事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。	国基準と同様
利用定員 (従)	6人以上10人以下 ※ 省令の施行日から起算して5年を経過する日まで利用定員を6人以上15人以下とすることができる。		国基準と同様

(2) 事業所内保育事業の設備および運営に関する基準案

項目	国基準	本市基準案
保育従事者 (従)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用定員20人以上（保育所型事業所内保育事業所）全て保育士 ○ 利用定員19人以下（小規模型事業所内保育事業所） 半数以上保育士 ※ 当該事業所に勤務する保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。 ※ 保育士以外は市町村長が行う研修を終了した者 	国基準と同様
職員数 (従)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用定員20人以上（保育所型事業所内保育事業所） <ul style="list-style-type: none"> 乳児 おおむね3人につき1人 1・2歳児 おおむね6人につき1人 3歳児 おおむね20人につき1人 4・5歳児 おおむね30人につき1人 ○ 利用定員19人以下（小規模型事業所内保育事業所） <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の配置に加え1人配置する。 <ul style="list-style-type: none"> 乳児 おおむね3人につき1人 1・2歳児 おおむね6人につき1人 ・ 常時2人を下回ってはならない。 	国基準と同様
設備・面積 (参)	保育室等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用定員20人以上（保育所型事業所内保育事業所） <ul style="list-style-type: none"> 乳児・1歳児 乳児室1人につき1.65㎡ またはほふく室1人につき3.3㎡ 2歳以上児 保育室1人につき1.98㎡ ○ 利用定員19人以下（小規模型事業所内保育事業所） <ul style="list-style-type: none"> 乳児室・ほふく室1人につき3.3㎡ 保育室1人につき1.98㎡ 便所	国基準と同様
	屋外遊戯場	満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※ 付近の代替地可
地域枠の子どもの受け入れ (参)	満3歳未満児については、別表1の「地域枠の定員」以上とする。	国基準と同様

別表1

利用定員		地域枠の定員
1～10名	1～5名	1名
	6・7名	2名
	8～10名	3名
11～20名	11～15名	4名
	16～20名	5名
21～30名	21～25名	6名
	26～30名	7名
31～40名		10名
41～50名		12名
51～60名		15名
61～70名		20名
71名～		20名

(3) 家庭的保育事業の設備および運営に関する基準案

項目	国基準	本市基準案
保育従事者 (従)	家庭的保育者 ・ 市町村長が行う研修を修了した保育士，または保育士と同等以上の知識および経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ・ 市長村長が行う研修を修了した者	国基準と同様
職員数 (従)	3歳未満児 おおむね3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合 おおむね5人につき2人)	国基準と同様
設備・面積 (参)	保育室等 保育を行う専用居室 1人につき3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡以上が必要) 便所	国基準と同様
	屋外遊戯場 同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 ※付近の代替地可 1人につき3.3㎡(2歳児)	国基準と同様

(4) 居宅訪問型保育事業の設備および運営に関する基準案

項目	国基準	本市基準案
提供保育 (従)	障害・疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児	国基準と同様
保育従事者 (従)	家庭的保育者 必要な研修を修了した保育士，または保育士と同等以上の知識および経験を有すると市町村長が認める者	国基準と同様
職員数 (従)	家庭的保育者1人が保育できる乳幼児(3歳未満児)は1人	国基準と同様
連携施設 (従)	適切な専門的支援等の供与を受けられるようあらかじめ連携する障がい児入所施設等を確保する。	国基準と同様

3 (仮称)函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)

国においては、以下の事項を「従うべき基準」、それ以外の事項は「参酌すべき基準」とした。

ア 利用定員

イ 小学校就学前の子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持、小学校就学前の子どもの健全な発達に密接に関連するもの

項目		国基準	本市基準案
利用定員 (従)	特定教育・ 保育施設	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園および保育所の利用定員は、20人以上とする。 認定こども園は、子ども・子育て支援法第19条第1項各号の区分ごとの利用定員を定める。 幼稚園は、同法第19条第1項第1号の区分の利用定員を定める。 保育所は、同法第19条第1項第2号および第3号の区分の利用定員を定める。 ※ 上記のうち第3号については、満1歳未満児と満1歳以上児に区分して利用定員を定める。	国基準と同様
	特定地域型 保育事業	<p style="text-align: center;">利用定員</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業 1人以上5人以下 小規模保育事業 A型・B型 6人以上19人以下 小規模保育事業 C型 6人以上10人以下 居宅訪問型保育事業 1人 ※ 上記定員は、事業所ごとに満1歳未満児と満1歳以上児に区分して利用定員を定める。	国基準と同様
利用開始 に伴う基 準	提供する教育・保育等の内容および手続きの説明、同意 (従)	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、特定教育・保育、特定地域型保育の提供の開始に際して、あらかじめ、保護者に対し、運営規程、職員の勤務体制、利用者負担、その他の利用申込者の選択に資すると認められる重要事項(文書)を交付して説明し、同意を得る。 	国基準と同様
	応諾義務 (正当な理由のない提供拒否の禁止) (従)	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ拒んではならない。 認定こども園または幼稚園は、利用の申込みおよび現に利用している法第19条第1項第1号の子どもの総数が第1号の利用定員の総数を超える場合は、抽選、申込み順、施設設置者の理念、基本方針等の基づく選考その他公正な方法により選考する。 認定こども園または保育所・事業者は、利用の申込みおよび現に利用している法第19条第1項第2号または第3号(事業者は第3号)の子どもの総数が第2または3号の利用定員の総数を超える場合は、保育の必要性が高い子どもが優先的に利用できるように選考する。 施設・事業者は、選考方法をあらかじめ保護者に明示したうえで選考する。 	国基準と同様

項目	国基準	本市基準案
利用開始に伴う基準	<p>あっせん、調整、要請への協力 (従)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、市町村が保護者から求めがあった場合等に行う利用についてのあっせんおよび要請にできる限り協力しなければならない。 施設（認定こども園または保育所）・事業者は、保育の需要に応ずる施設や事業等が不足または不足するおそれがある場合等に市町村が行う利用についての調整や要請にできる限り協力しなければならない。 	国基準と同様
	<p>支給認定証の確認、支給認定申請の援助 (参)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、利用開始に当たって、支給認定証により受給資格の確認（利用期間等）を行う。 施設・事業者は、支給認定申請が行われていない場合には、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をする。 	国基準と同様
教育・保育の提供に伴う基準	<p>幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 (従)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容も踏まえる）、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。 地域型保育事業は保育所保育指針に準じて、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に保育を提供しなくてはならない。 	国基準と同様
平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止 (従)	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、子どもの国籍、信条、社会的身分、費用負担の有無により差別的取扱いをしてはならない。 職員は、園児に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 懲戒に関し園児の福祉のため必要な措置をとるときは身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。 	国基準と同様
地域型保育事業の連携施設 (従)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者（居宅訪問型保育事業を除く）は、連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）を確保する。 ※ 連携事項 集団保育の機会設定・代替保育の提供・当該保育の終了後の受け入れ等 ※経過措置あり。 	国基準と同様
利用者負担額等の受領 (従)	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、保護者から法定の利用者負担額の支払を受ける。この額のほか、あらかじめ保護者に金銭の使途・額・理由等の説明を行い同意を得たうえで、教育・保育等の質の向上を図るための特に必要が認められる対価や次の費用は保護者から受け取ることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ①日用品、文房具、教育・保育に必要な物品購入費 ②行事への参加に要する費用 ③食事（法19条第1項第2号の子どもに係る主食の提供に係る費用分および第3号の子どもを除く） ④施設・事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤その他提供される便宜で適当と認められるもの 	国基準と同様

項目		国基準	本市基準案
教育・保育の提供に伴う基準	特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い) (従)	・ 施設・事業者が、特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等については、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。	国基準と同様
	利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止) (参)	給付(委託費)を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、または受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知する。	国基準と同様
管理・運営等に関する基準	運営規程の策定 (参)	施設・事業者は、運営規程において、以下の事項について定める。 ① 施設・事業の目的および運営の方針 ② 提供する教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数および職務の内容 ④ 教育・保育を提供する日および時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日) ⑤ 利用料等に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む) ⑥ 利用定員 ⑦ 施設・事業の利用開始・終了に関する事項および利用に当たっての留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準を含む) ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待防止のための措置に関する事項 ⑪ その他施設・事業の運営に関する重要事項	国基準と同様
	個人情報管理(秘密保持) (従)	・ 施設・事業の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子どもおよびその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・ 現に教育・保育に従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないように、施設・事業者は必要な措置を講じる。 ・ 一方、地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要と思われる場合に対応するため、施設・事業者は、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておく。	国基準と同様
	非常災害対策		地震や津波などの自然災害を想定した非常災害の対策の実施について規定

項目	国基準	本市基準案
管理・運営等に関する基準	<p>○ 事故の発生（再発）防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・事業者は、事故発生および再発防止のために、以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事故が発生した場合の対応，報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること。 ② 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に，報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。 ③ 事故発生防止のための委員会および従業員に対する研修を定期的に行うこと。 <p>○ 事故発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・事業者は、事故が発生した場合の対応として、以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事故が発生した場合，保護者(家族)，市町村に対する速やかな報告を行うこと。 ② その際，事故発生時の状況，処置等に関する記録をとること。 ③ 賠償すべき事故が発生した場合，速やかに損害賠償を行うこと。 	国基準と同様
評価 (参)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・事業者は，自ら行う業務の質の評価を行い，常にその改善を図る。 ・ 施設は，定期的に保護者その他の特定教育・保育施設関係者（当該施設職員を除く）または外部の者による評価を受けて，事業者は外部の者による評価を受けて，その結果を公表し，常にその改善を図るよう努める。 	国基準と同様
苦情への対応 (参)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・事業者は，入所者，保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため，苦情受付窓口の設置等，必要な措置を講じる。 ・ 施設・事業者は，苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し必要な協力，改善等を行う。 	国基準と同様
会計の区分 (参)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・事業者は，公費の透明性確保の観点から，運営基準上，教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を行う。 	国基準と同様
記録の整備 (参)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給認定を受けた子どもに対する特定教育・保育および特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間保存する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 特定教育・保育に当たっての計画 ② 特定教育・保育に係る必要な事項の提供記録 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況および事故に際して採った処置についての記録 	国基準と同様

4 (仮称) 函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例(案)

国においては、以下の事項を「従うべき基準」、それ以外の事項は「参酌すべき基準」とした。
従事する者、その員数

項目	国基準	本市基準案
従事する者 (従)	<ul style="list-style-type: none"> 事業所ごとに放課後児童支援員を置く。 放課後児童支援員は、次のいずれかであって、都道府県知事が行う研修を修了した者とする。 保育士、社会福祉士、高等学校卒業者等であって2年以上児童福祉事業に従事した者、教員免許を有する者(幼稚園・小学校・中学校・高等学校)、大学・大学院で社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学若しくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者、高等学校卒業者等であって2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市町村長が適当と認めた者等 <p>※ 経過措置：平成32年3月31日まで修了することを予定している者を含む。</p>	国基準と同様
職員数 (従)	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童支援員は、「支援の単位」ごとに2人以上配置することとし、うち1名を除き補助員でも可 <p>※ 「支援の単位」は放課後児童健全育成事業において、その提供が同時に一または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 20人未満の小規模クラブについては、専任の有資格職員1名と、同一敷地内にある施設の兼務職員1名でも支障がない場合は可 	国基準と同様
「支援の単位」の規模 (参)	<ul style="list-style-type: none"> 「支援の単位」を構成する児童数は、おおむね40人以下とする。 	国基準と同様
事業の一般原則 (参)	<ul style="list-style-type: none"> 事業における支援は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し家庭、地域等との連携のもと、児童の自主性、社会性、創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ることを目的とする。 事業者は、利用者の人権に配慮し、人格を尊重した運営を行う。 事業者は、地域社会との交流・連携し、保護者・地域社会に対する運営内容の説明に努める。 事業者は、運営内容を自己評価し、その結果の公表に努める。 事業を行う場所の構造設備は、採光、保健衛生、危害防止に十分な考慮を払って設ける。 	国基準と同様

項目	国基準	本市基準案	
職員の一般的要件 (参)	<ul style="list-style-type: none"> 職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けた者とする。 	国基準と同様	
職員の知識および技能の向上等 (参)	<ul style="list-style-type: none"> 職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成に必要な知識および技能の修得、維持および向上に努める。 事業者は、職員に対し、資質の向上のための研修機会を確保する。 	国基準と同様	
施設・設備 (参)	<ul style="list-style-type: none"> 専用区画（遊びおよび生活の場としての機能、静養のための機能を備えた区画）を設け、支援に必要な設備・備品等を備える。 専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上を確保する。 専用区画や設備備品等は、開所している時間帯を通じて専用とするが、児童の支援に支障がない場合は、この限りではない。 	国基準と同様	
衛生管理等 (参)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の使用する設備、食器等または飲用する水についての衛生管理に努める。 感染症または食中毒の発生、まん延の防止措置に努める。 必要な医薬品その他の医療品を備え、適正に管理する。 	国基準と同様	
開所時間、開所日数 (参)	<ul style="list-style-type: none"> 開所時間は、小学校の休業日につき1日8時間以上、それ以外につき1日3時間以上を原則として、保護者の労働時間、小学校の授業終了時刻等を考慮して事業者が事業所ごとに定める。 開所日数は、年間250日以上を原則として、保護者の就労日数、小学校の休業日等を考慮して事業者が事業所ごとに定める。 	国基準と同様	
その他の基準 (参)	非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努める。 避難および消火訓練は、定期的に行う。 	地震や津波などの自然災害を想定した非常災害の対策の実施について規定
	平等取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、利用者の国籍、信条、または社会的身分による差別的取扱いをしてはならない。 	国基準と同様
	虐待等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号掲げる行為（身体暴行、わいせつ行為、著しい減食、長時間の放置、暴言、拒絶的な対応、心理的な外傷を与える言動等）その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 	国基準と同様

項 目		国 基 準	本市基準案
その他の基準 (参)	個人情報管理(秘密保持等)	<ul style="list-style-type: none"> 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。 	国基準と同様
	保護者、小学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 常に保護者と密接な連絡をとり、相互理解に努める。 市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等と密接に連携して利用者の支援にあたる。 	国基準と同様
	事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、事故が発生した場合は、速やかに保護者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。 事業者は、利用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。 	国基準と同様
	苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、苦情を受け付けるための窓口を設置する。 事業者は、市町村から指導・助言を受けた場合は、必要な改善を行う。 	国基準と同様
	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定めておく。 ① 事業の目的および運営方針 ② 職員の職種、員数、職務内容 ③ 開所している日および時間 ④ 支援内容および保護者が支払うべき額 ⑤ 利用定員 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ 利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待防止のための措置に関する事項 ⑪ その他事業の運営に関する重要事項 	国基準と同様
	帳簿	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、職員、財産、収支および利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておく。 	国基準と同様